

(公 印 省 略)

分 医 発 第 1 6 5 5 号

令 和 7 年 7 月 3 1 日

各 郡 市 等 医 師 会 介 護 保 険 担 当 理 事 殿

大 分 県 医 師 会

常 任 理 事 吉 賀 攝

令 和 7 年 度 地 域 支 援 事 業 実 施 要 綱 等 の 改 正 点 に つ い て

標記について、厚労省より各都道府県介護保険担当課(室)等宛に事務連絡が発出された旨、日医担当理事より別紙のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知方よろしく
お願い申し上げます。

令和 7 年 7 月 25 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

令和 7 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

地域支援事業につきましては、厚生労働省において実施要綱等が示されておりますが、今般、今年度の地域支援事業の実施にあたり、当該実施要綱等の一部が改正されましたのでご連絡申し上げます。

主な改正点として、生活支援体制整備事業のうち、生活支援コーディネーターの活動支援や、地域ケア会議推進事業のうち、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充等について反映されています。

各通知の改正通知（新旧対照表）及び改正後全文は、以下の厚生労働省ホームページに掲載されています。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>

また、関連通知等につきましては、日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-制度改正に関する情報<地域支援事業>に順次掲載してまいります。

日本医師会メンバーズルーム

<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/chiikishien/>

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol.1404

令和 7 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について（令 7.7.17 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和7年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

計3枚（本紙を除く）

Vol.1404

令和7年7月17日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3986・3982)
FAX：03-3593-7894

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 17 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和 7 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年度の地域支援事業の実施にあたり、今般、下記通知の一部が改正されたところです。つきましては、改正点について、別添のとおりまとめましたので、参考としていただくとともに、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」についても一部改正を予定しておりますが、準備が整い次第発出させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

1. 「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発 0609001 号厚生労働省老健局長通知）
2. 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）
3. 「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成 27 年 6 月 5 日老振発 0605 第 1 号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）
4. 「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）

※ 各通知の改正通知（新旧対照表）及び改正後全文は、以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。

・ [総合事業の関係規定等](#)



【照会先】TEL : 03-5253-1111（代）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

1・2について:地域包括ケア推進係(内線 3986)

3・4について:企画調整係(内線 3982)

(別添)

令和7年度地域支援事業実施要綱等の改正点

「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知)及び「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」(平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知)

1. 以下の事業において事業内容の変更を反映。

- (1) 生活支援体制整備事業のうち、生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充(「生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業」の創設)
- (2) 地域ケア会議推進事業のうち、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充

2. その他

- (1) 認知症基本法等を踏まえた表現の修正(若年性認知症の方がいることを踏まえ、「認知症高齢者」→「認知症高齢者等」に修正する等)
- (2) 誤記等の修正

拡充

包括的支援事業を活用した地域づくりの推進

令和7年度当初予算 1,800億円の内数(地域支援事業(包括的支援事業(社会保障充実分))の内数)

1 事業の目的

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者(ダブルケアラー)やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充を行う。

※ 重層的支援体制整備事業の実施自治体は、既存の取組みで同様の機能を担うことが想定される。

② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和6年法律第43号)が令和6年6月に公布され、「地域ケア会議」と「居住支援協議会」は相互連携に努めることとされたところ。
- このため、地域ケア会議において、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充を行う。

※このほか、包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)についても、所要の経費を計上

2 事業の概要・スキーム

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援[※]する。
※ 地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を支援することを想定(関係機関に委託することも可とする)
- 想定される対象業務は次のとおり。
 - ・ 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応
 - ・ 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
 - ・ 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施



② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 高齢者の安定した住まい確保を目的に、居住支援協議会と連携した地域ケア会議を行った場合に標準額を引き上げ

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【交付率】国38.5%

【標準額】(拡充分)

①8,000千円
(地域包括支援センター以外に配置する場合は4,000千円)

②300千円

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）

- 1 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の様式を標準統一様式に統合
- 2 その他 用語の定義や文言の修正等

「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）

- 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部改正に伴い、地域ケア会議と居住支援協議会が相互連携に努めるとされたことによる関係機関との連携等の追記
- 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、「懲役」を「拘禁刑」に読み替え
- 3 その他、用語の定義及び字句の修正等